

川崎市同和対策連絡会設置要綱

(趣旨)

第1条 川崎市における同和対策に関して、川崎市と市内同和関係団体の代表者が相互に連絡調整を図り、総合的な同和対策を協議し推進するため、川崎市同和対策連絡会（以下「連絡会」という。）を置く。

(組織)

第2条 連絡会は、次に掲げる者をもって組織する。

(1) 副市長（市民文化局担当）、市民文化局長、人権・男女共同参画室長、人権・男女共同参画室担当課長、同担当係長

(2) 同和関係団体より選出された各々3名以内の代表者

2 連絡会に座長を置き、座長は副市長（市民文化局担当）があたる。ただし、座長に事故があるときは、市民文化局長が代行することができる。

(招集)

第3条 連絡会は、必要に応じて座長が招集する。

(関係者の出席)

第4条 座長は、第2条に規定する者の他、必要に応じ、関係職員及びその他関係者の出席を求めることができる。

(庶務)

第5条 連絡会の庶務は、市民文化局人権・男女共同参画室において処理する。

附 則

この要綱は、昭和48年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和56年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年3月31日から施行する。